

令和 8 年

第 1 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

令和 8 年第 1 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

- 資料 1 赤穂市部活動地域移行の進捗について
- 資料 2 赤穂市指定文化財指定申請書

国の動向

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(案)の概要(趣旨・全体構成)

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの

※公立中学校等が主な対象(「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象)

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念 ※地域クラブ活動の在り方はIIで記載
- 2 取組の種類・名称(地域展開・地域連携)
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針(休日・平日)
 - (3) 留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要(要件・手続等) ※詳細は別冊
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 生徒が所属する中学校等との連携
 - (4) 民間企業・大学・関係団体との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移動手段の確保
 - (5) 生徒の安全・安心の確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導・安全安心の確保
- 3 適切な活動時間・休養日の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会運営への従事
- 3 生徒の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

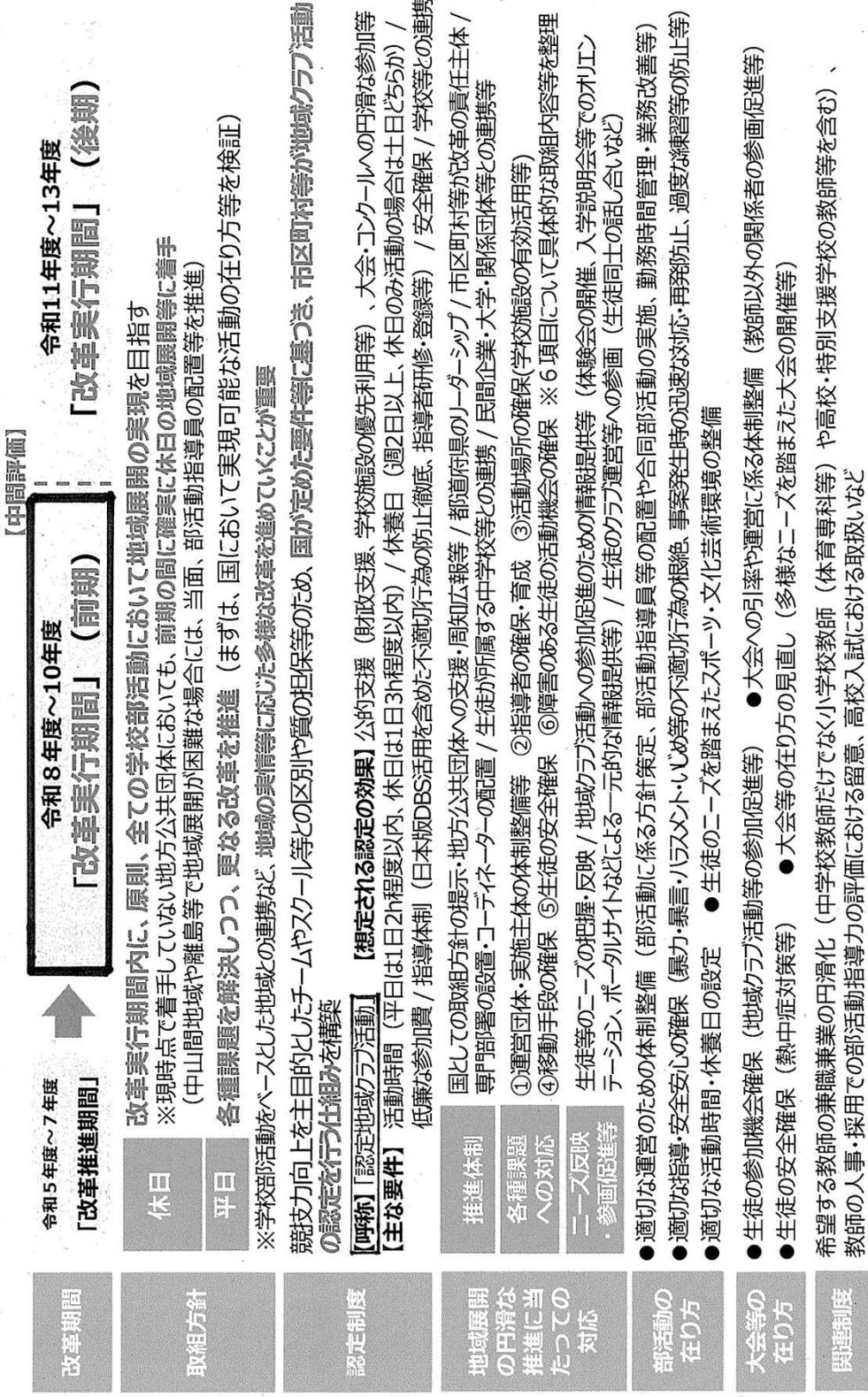
- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ① 地域クラブ活動に関する認定制度(指導者登録制度を含む)
- ② 部活動の地域展開等に関する参考資料

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(案)の概要(主な内容)

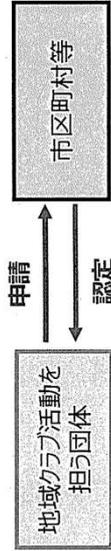
- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しみ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出



地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示した認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



※国が示した認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす
 ※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	<ul style="list-style-type: none"> ・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	<ul style="list-style-type: none"> ・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・暴言・暴力・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせず運営
⑦学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教職員の兼職兼業 ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加 等

部活動の地域展開等の全国的な実施



令和8年度予算額 (案) 57億円
 (前年度予算額) 37億円
 令和7年度補正予算額 82億円

理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能なスポーツ・文化芸術環境を整備。

- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かな幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的ガイドライン」(令和7年12月文部科学省)に基づき、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

I. 部活動の地域展開等推進事業

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

(1) 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、地方公共団体に対して補助。

- ① 休日の地域クラブ活動の活動等への支援 (指導者謝金、事務局人件費、) (参加費・保険料) (旅費、消耗品費等)
- ② 経済的困窮世帯の生徒への支援
- ③ 推進体制の整備等 (コーディネーターの配置) (人材バンクの設置、運用、指導者) (研修、移動手段確保等)

(補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 (*1)、②は国1/2、都道府県、市区町村1/2)

(3) 中学校における部活動指導員の配置支援

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率等を担う。

[17,320人 (運動部：13,620人、文化部：3,700人)] (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 (*1))

II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

- ・部活動の地域展開に当たり必要な公立・中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等) *
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築等



【「強い経済」を実現する総合経済対策 (令和7年11月21日閣議決定) 抜粋】
 地域クラブ活動の推進と各運動部活動に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国的な実施が加えられる。

*1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県、指定都市2/3
 *2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツ、「文化芸術」には特別支援学校中学校部等を含む。

※ *印は令和7年度補正予算に計上

54億円 ※令和7年度補正予算額：82億円

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的ガイドライン」(令和7年12月文部科学省)に基づき、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

(2) 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応 *

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施。(正額補助：国10/10)

＜主な重点課題＞

- ・小・中学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職・兼業のモデル形成
- ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
- ・学校施設の有効活用 (指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む)
- ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
- ・バラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保等

(4) 地方公共団体への伴走支援と安全・安心・質の高い指導の担保等

- ・相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開 *
- ・指導・リソースマネジメントの手引きの作成、動画ポータルサイトの運営 (JSC運営費交付金)

3億円 ※令和7年度補正予算額：0.4億円

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的ガイドライン」(令和7年12月文部科学省)に基づき、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

根拠法令

- スポーツ基本法 (令和7年改正後) (抜粋)
 第十七条の二 地方公共団体は、(略) 中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するため必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるとする。
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 (令和7年改正) (抜粋)
 附則第三条 政府は、(略) 次に掲げる措置を講ずるとする。

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

(担当：スポーツ地域スポーツ課、文化庁参事官 (芸術文化担当))



県の動向

県内市町の状況 (R7.10.3神戸新聞朝刊より転載)

県内の部活動地域展開(移行)の実施予定		
自治体名	移行時期	形態
神戸市	2026年9月	完全移行
尼崎市	27年度以降	完全移行
西宮市	2026年9月	完全移行
芦屋市	2026年8月	完全移行
伊丹市	26年度中	完全移行
宝塚市	2026年9月	完全移行
川西市	24年度から実施	完全移行
三田市	2026年8月	完全移行
猪名川町	2026年4月	完全移行
明石市	27年度以降	完全移行
加古川市	2027年8月	完全移行
高砂市	2028年4月	完全移行
稲美町	27年度以降	完全移行
播磨町	25年度から実施	休日から移行
西脇市	27年度内	休日から移行
三木市	2028年1月	完全移行
小野市	27年度以降	完全移行
加西市	27年度以降	未定
加東市	28年夏	完全移行
多可町	26年度内	完全移行
姫路市	2026年9月	休日から移行



神河町	27年度以降	休日から移行
市川町	未定	休日から移行
福崎町	方針などを策定中	休日から移行
相生市	27年度以降	休日から移行
たつの市	未定	未定
赤穂市	26年度中	完全移行
宍粟市	27年度以降	完全移行
太子町	未定	未定
上郡町	方針などを策定中	未定
佐用町	27年度以降	未定
豊岡市	26年度内	休日から移行
養父市	2028年10月	完全移行
朝来市	方針などを策定中	未定
香美町	方針などを策定中	未定
新温泉町	27年度以降	完全移行
丹波篠山市	2026年8月	休日から移行
丹波市	2026年9月	休日から移行
洲本市	2027年4月	完全移行
淡路市	26年夏	休日から移行
南あわじ市	28年2学期	完全移行



赤穂市

赤穂市

今後の方向性：令和8年度の中学3年生が引退する時期より平日・休日ともに地域展開を実施する。地域移行型で実施

現状

- 中学校数 5校
- 運動部数 28団体
- 文化部数 8団体

令和8年度の完全移行に向けて、認定地域クラブ団体・指導者のさらなる確保を二目指す。(現在36団体)

国・県への要望

- ・認定地域クラブ団体への補助金を拡充
- ・県立・国立の施設を利用する際の減免規定の緩和
- ・教員が夏季休業中等の午前中に、地域クラブ団体の指導者として活動する場合のモデルケースを明示
- ・施設のセキュリティ面に対する補助金条件の緩和

課題

- ① 認定地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等
- ② 指導者等の質の保障・量の確保
- ③ 活動場所の確保
- ④ 活動場所への移動手段の確保
- ⑤ 大会やコンクールの運営の在り方
- ⑥ 生徒・保護者等の関係者の理解促進
- ⑦ 生徒の安全確保のための体制整備
- ⑧ 障害のある生徒の活動機会の確保

赤穂市の部活動地域展開について

URL <http://www.city.ako.lg.jp/edu/shidou/bukatudou.html>

認定地域クラブ活動団体一覧

URL <http://www.city.ako.lg.jp/edu/shidou/documents/ukeirei2212.pdf>



令和8年1月9日

保護者様

赤穂市教育委員会

赤穂市部活動地域展開における方向性及び 認定地域クラブ活動・指導者のお知らせ

日頃より本市の教育活動にご理解とご協力をたまわり、誠にありがとうございます。

さて、標記について、令和4年に国の「部活動の地域移行に関する検討会議」から提言が出され、少子化の中でも、将来にわたり文化・スポーツに継続して親しむことができる機会の確保、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることを本質とした自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り、部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出、さらには、地域の持続可能で多様な文化・スポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会の確保を目指す姿とし、部活動の地域展開を進めていくとあります。

これを受け、赤穂市では令和5年に赤穂市部活動地域移行協議会を設置し、協議を重ねた結果、下記の流れで部活動の地域展開を進めております。また、現状ではありますが令和8年度の認定地域クラブ活動についてQRコードにてお伝えさせていただきます。(今後も地域認定クラブ活動は随時募集します。)

保護者の皆様におかれましては、ご心配のこともあるかと思いますがご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

赤穂市における改革の方向性

2023年度(令和5年度)～2025年度(令和7年度)

→ 学校に設置してある部活動の平日・休日の活動を地域活動へと展開する準備期間
※平日・休日共に学校の部活動に参加するか、認定地域クラブ活動へ参加するかは自分で選択します。

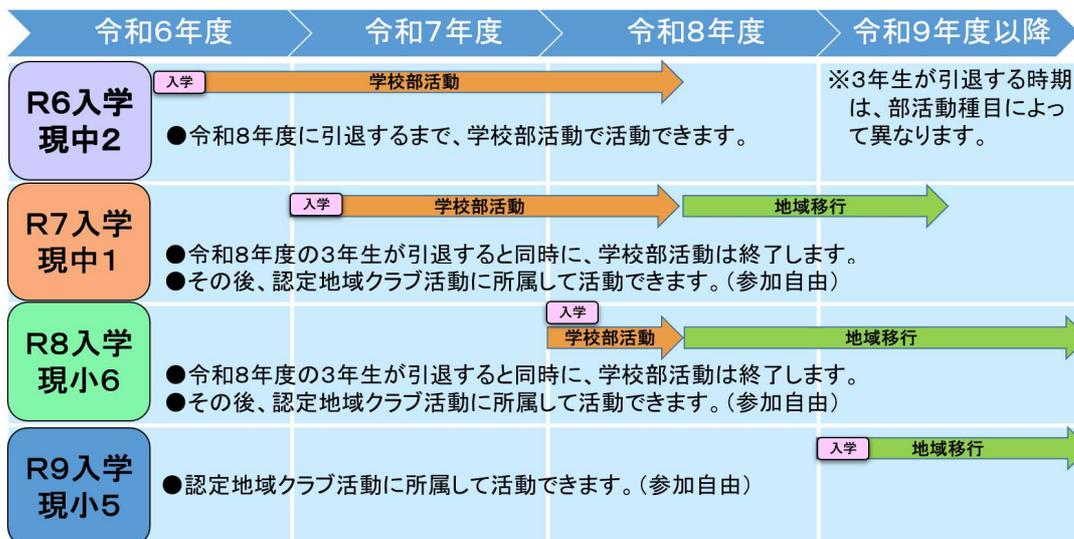
★2026年度(令和8年度)

→ 中学3年生が引退する時期をもって、学校に設置してある部活動の平日・休日の活動を地域活動へと完全展開する

※国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」(令和7年5月16日)の内容をふまえ以下の文言を変更します。

- ・部活動地域移行(展開) → 部活動地域展開
- ・部活動地域移行受入団体 → 認定地域クラブ活動

今後のスケジュール



※各中学校において、教職員数や生徒数の関係で募集停止・廃部となる可能性もあります。
※認定地域クラブ活動に参加するかは、各家庭でご相談の上、判断してください。

※参考 赤穂市部活動地域展開について (HP)



※認定地域クラブ活動一覧



※大会・コンクールへの参加は条件を満たしていれば、各団体からも参加できます。
部が存続していれば、従来通り学校を代表して出場することもできます。

※以上の方向性は今後、国や県からの通知によって、変更することもあります。

※参考 文部科学省 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (令和4年12月)」



【問い合わせ先】 赤穂市教育委員会・学校教育課 【電話：0791-43-6860】

赤穂市の部活動地域展開について【概要版】

【背景】



- ★少子化が進む中、従前と同様の学校単位での運営は難しくなっている
(団体競技ができない・廃部や休部・通学先にやりたい部活動がない)
- ★競技経験のない教師が指導せざるを得ない場合もあり、休日も含めた部活動の指導が求められるなど、教師にとって大きな業務負担となっている

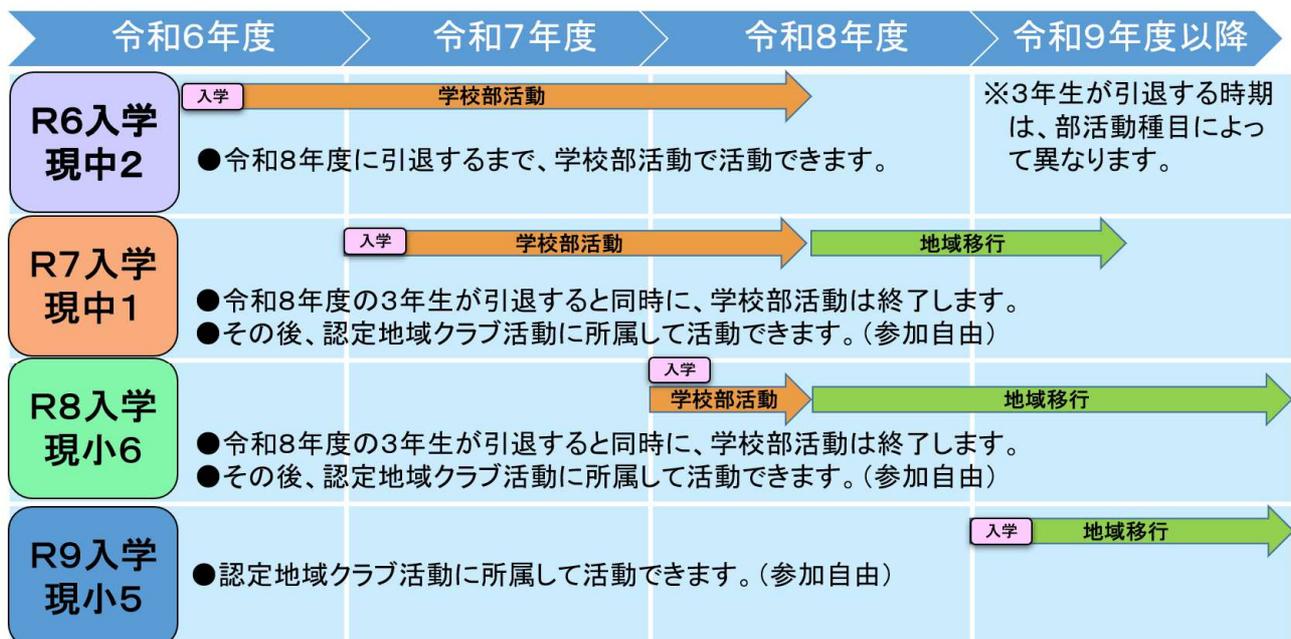
【目的】

中学生が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくり

【本市の方針】

- 令和8年度の中学3年生が引退する時期までは展開準備期間とします。
(現在の中学2年生が引退するまで現状のまま)
- 令和8年度の中学3年生が引退する時期をもって学校部活動は終了します。
その後地域へと完全展開します。
※3年生が引退する時期は部活動種目によって異なります。

【本市のスケジュール】



※各中学校において、教職員数や生徒数の関係で募集停止・廃部となる可能性もあります。
※認定地域クラブ活動に参加するかは、各家庭でご相談の上、判断してください。

【学校部活動と地域展開の比較】

	学校部活動	認定地域クラブ活動
実施主体	各中学校	各団体
指導者	中学校の教員 部活動指導員	地域の指導者 希望する教職員
参加者	自校の中学生のみ	参加範囲は柔軟に設定 小学生～成人と一緒に 活動する団体もある
活動場所	各中学校	学校・地域の施設
活動日数	最大週5日	週1日～5日
費用	部費や個人の道具費用等	登録費・保険料・月の会費等 個人の道具費用等

【赤穂市の部活動地域展開について】

URL <http://www.city.ako.lg.jp/edu/shidou/bukatudou.html>



【認定地域クラブ活動一覧】

URL <http://www.city.ako.lg.jp/edu/shidou/documents/ukeire12212.pdf>



【地域展開へのQ&A】

URL <https://www.city.ako.lg.jp/edu/shidou/documents/bukatuqa.pdf>



問い合わせ先

赤穂市教育委員会 学校教育課

☎ TEL 0791-43-6860

☎ FAX 0791-43-6895



様式第1号(第2条関係)

赤穂市指定文化財指定申請書

令和7年12月24日

赤穂市教育委員会 様

申請者 住所 兵庫県赤穂市加里屋81番地
氏名 赤穂市
赤穂市長 牟禮正稔
連絡先 0791-43-6962



下記のものは、赤穂市指定有形文化財として価値あるものと思われまますので、赤穂市指定文化財に指定下さるよう申請します。

記

- 1 名称
松岡家紺屋道具 員数 一式
- 2 形状
和紙外
- 3 所在地
赤穂市有年櫓原1164番地1 (赤穂市立有年考古館)
- 4 申請者と当該文化財との関係
所有者
- 5 申請者のほかに権原に基づく占有者があるときは、その者の氏名及び住所
- 6 今後の保存管理の方法
継続して赤穂市立有年考古館収蔵品として保管管理する。
- 7 その他参考事項
別紙のとおり

(注) 「氏名」欄は、団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。



赤穂市立有年考古館所蔵形紙の内容について

1. 経緯

平成28年度、赤穂市立有年考古館の収蔵品整理作業の一環として、旧財団法人時代より収蔵されている染形紙の清掃を行った。染形紙は木箱に収納された状態でプレハブ倉庫2階にあり、昆虫や動物の糞や埃にまみれた状態であったため、清掃し、ファイリングを行った。その中で形紙の取扱い方法が不明であったため、関係機関に問い合わせた。

その結果、有年考古館蔵の形紙内に兵庫県三木市産のものがあること、形紙がまとまって確認されることは珍しいことなどが判明し、平成29年3月23日に関係機関の学芸員等が調査に来られた。

姫路市書写の里・美術工芸館 学芸員 山本和人

三木の染形紙の保存と活用を考える会 伊藤久儀・二宮 駿

2. 資料概要

形紙は松岡秀夫氏の祖父、松岡津右衛門（天保2年～大正7年：1831～1918年）が安政年間（1854～1860年）に始めたという紺屋（染物屋）で使用されていた形紙およそ600枚である。形紙の中には松岡秀夫氏が『兵庫県の歴史』にて紹介した「ええじゃないか」の形紙2枚が含まれている。

紺屋は秀夫の父、兼助の代まで続いたとされるが、大正初年頃には注文が減少し、休業状態であったという。

榎原村文書中には松岡家に伝えられた文書もあり、その中に紺屋関係の文書もわずかであるが残されている。

3. 調査結果

- ・600枚という枚数はふつう。800枚程度あることも多い。ただ、形紙は残りにくい資料で、都市部ではまず残っていない。この時期の形紙がまとまって残っていること自体珍しい。
- ・形紙には商印（形紙の間屋の印鑑）が押されているものが多い。三木市に残されたものでは10枚に1枚程度しか押されていない。なぜか有年考古館の資料では7～8割程度の資料に商印が押されている。珍しい。
- ・商印から大まかな時期と産地が分かる。分かるものでは播州三木の形紙が半分以上ありそうだ。次に伊勢形紙が多い。京都産もわずかだがある。
- ・商印から間屋（販売元）が分かる。伊勢形紙の商印には「山重」が多い。これは伊勢の「山中重兵衛」のものである。「山中重兵衛」は播州全域を販売範囲としていた間屋であるため、多いものと考えられる。文献上は明治期に赤穂方面へ販売した記録は

なく、おそらくこれらの伊勢形紙は江戸時代のものだろう。

- ・三木形紙は「三星屋善衛門」「射越屋與兵衛」「井筒屋治兵衛」「北屋長兵衛」「加茂屋忠右衛門」といったものがあり、かなり多い。これは意外だった。

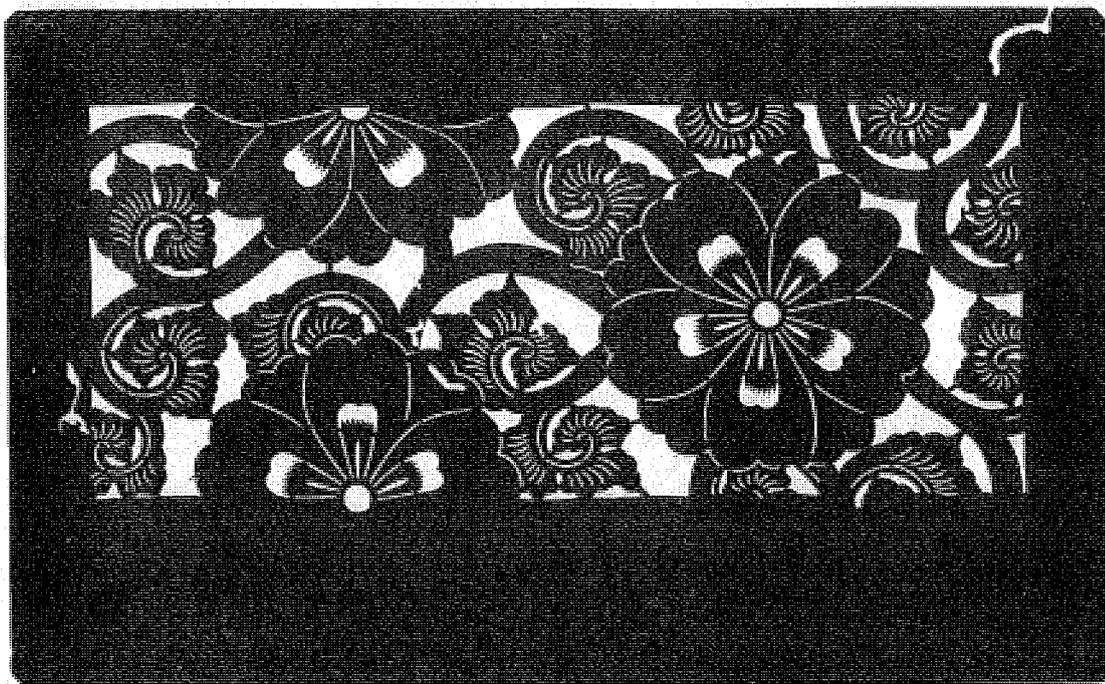
「三星屋」の形紙が最も多いが、姫路・加古川方面に多い傾向があり、西向きの販売を行っていたのだろう。販売先の傾向が分かり興味深い。

- ・三木形紙にも商印に見たことが無いものがある。
- ・時期としては幕末～明治が中心だろう。三木が形紙生産をほぼしなくなった明治末頃のものほとんど含まれていないと思う。
- ・江戸後期に遡るであろう古い形紙にも三木の商印がある。
- ・技法としては糸入れと紗張りの中間形態のもの（形紙の補強に入れる糸が、紙と紙の間に挟んでるのではなく、紙の表面に接着されているもの）があり、明治のものもあるのだろう。
- ・文様は小紋（小型の文様がひたすら連続する模様）が多い。製作に手間がかかり、価格も高い。小紋は裱や高級着物に使用される模様で、武家や豪商などを対象にした紺屋でみられる。

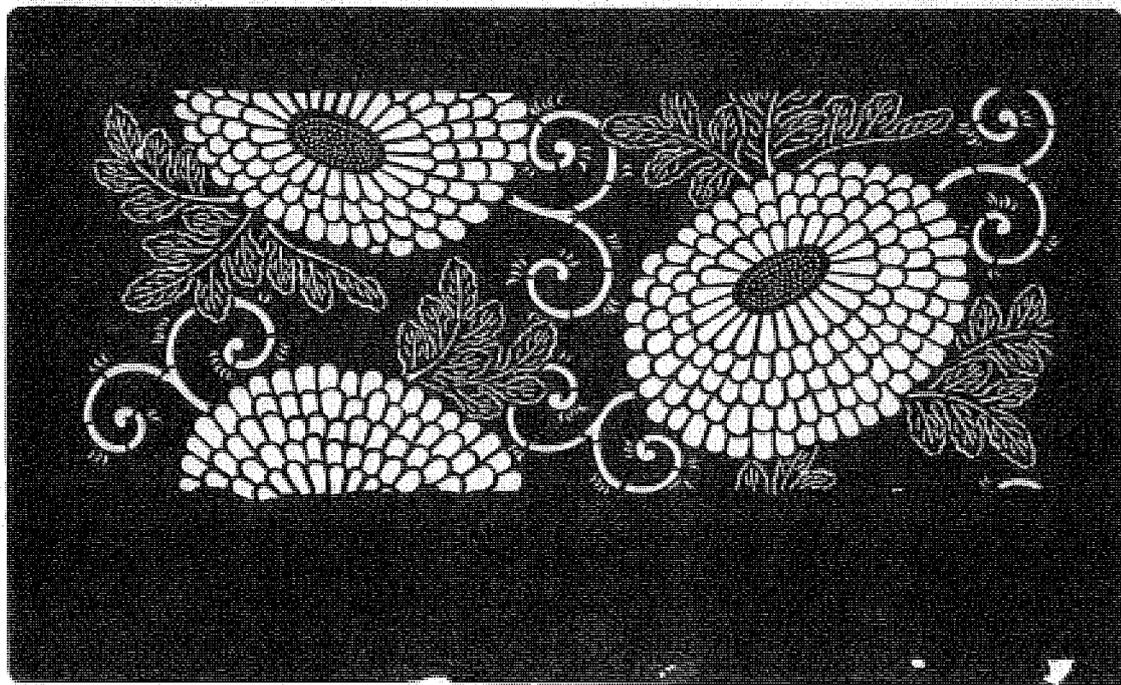
考古館の資料は小紋が異常に多く、また同じ小紋の形紙も複数あり、ストックしていたようだ。形紙に使用痕跡もあり、使用していたことは間違いない。このような染物屋はふつうの染物屋ではなく、藩や武家からの注文を受けるような染物屋の傾向である。見た中では姫路城下の染物屋ぐらいだった。

とにかく通常の染物屋ではないと思う。小紋は染めの技術も難しいため、染物の技術としても相当に高い紺屋であっただろう。

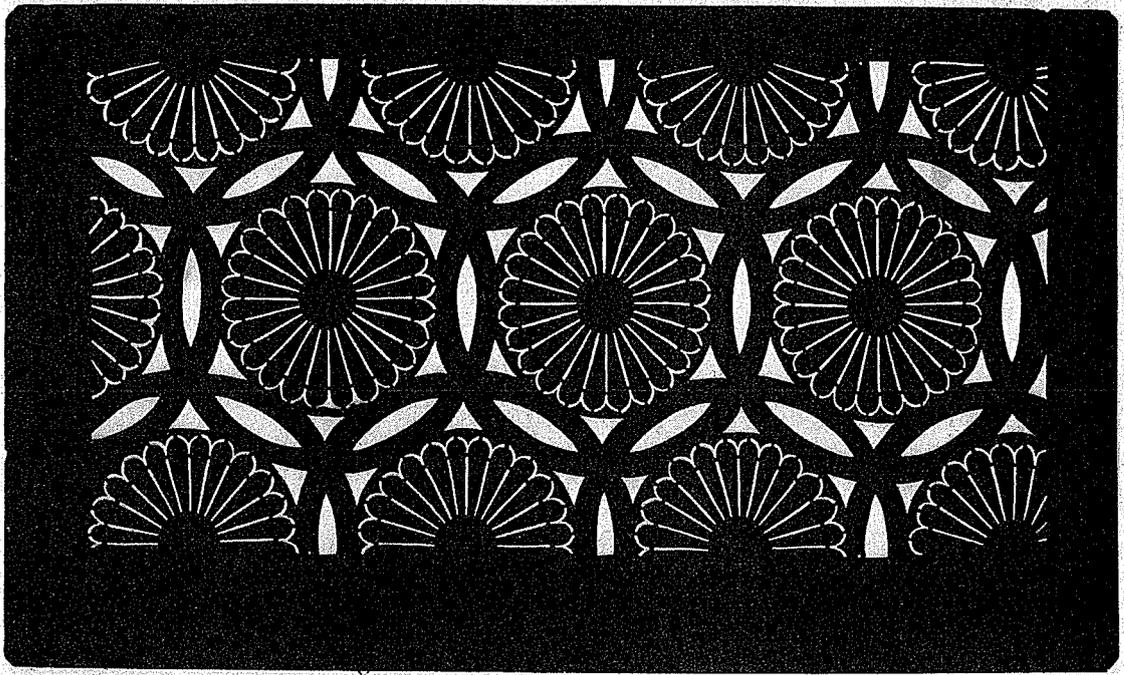
- ・染物の文様も都会的なものが多いようだ。農村部の染物屋という感じではない。城下町や宿場町を対象にしたような染物屋ではないか。
- ・形紙が糸で補修されているが、これは見たことが無い。他の産地や紺屋の資料でも見たことが無い。よく使用されていたことを示しており、興味深い。
- ・判じ物の大判のものは、行商人が販売したものというより、松岡家で製作したものではないか。こうした例はよくみられる。一部、伊勢形紙の商印が押されているが、伊勢形紙にしては稚拙で、紙のみ購入して自分で彫っている可能性がある。
- ・追掛形とよばれる複数の形を組み合わせ使用するものが多数含まれている。10種類以上はあるようだが、こうした紺屋はやはり珍しい。
- ・小紋が多いこと、商印が多いことなど、興味深い資料である。松岡家の概要や年代もほぼ判明しており、資料的価値も高い。展示会等もぜひしてほしい。



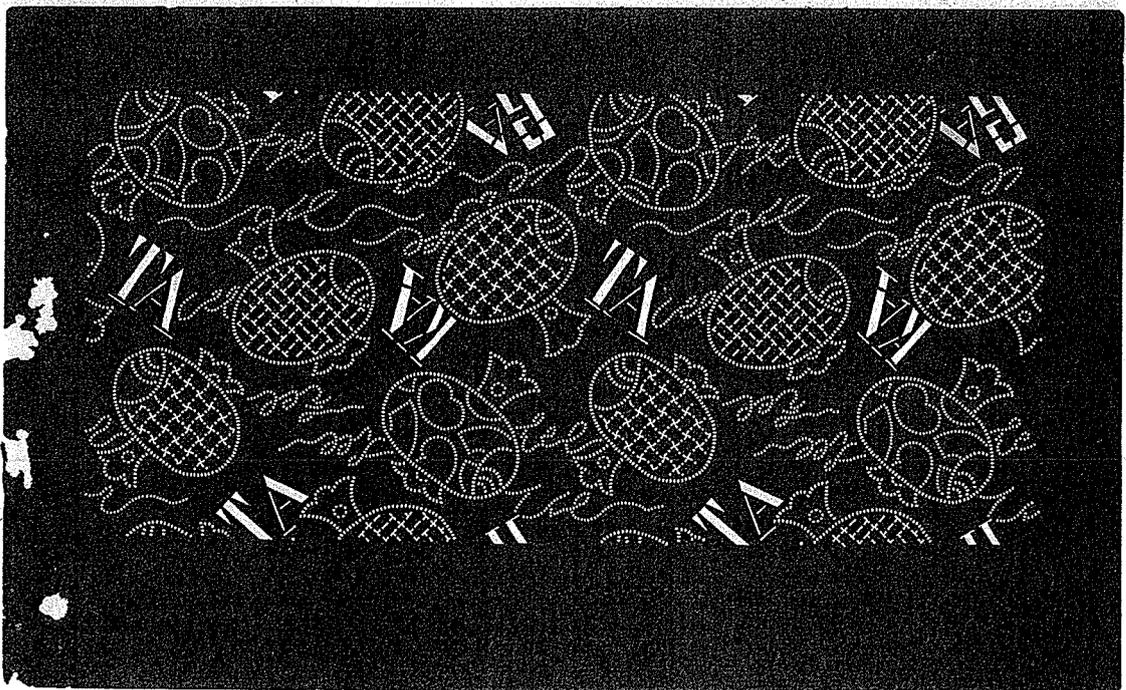
中形「桜に唐草」



中形「八重菊に唐草」

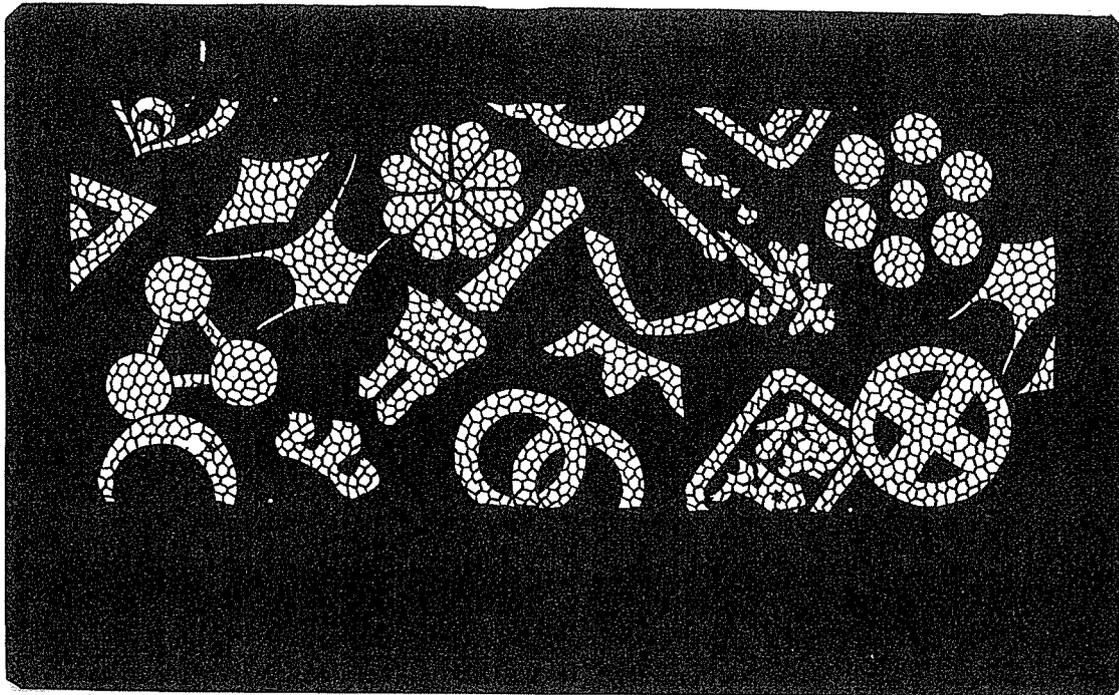


中形「菊七宝」

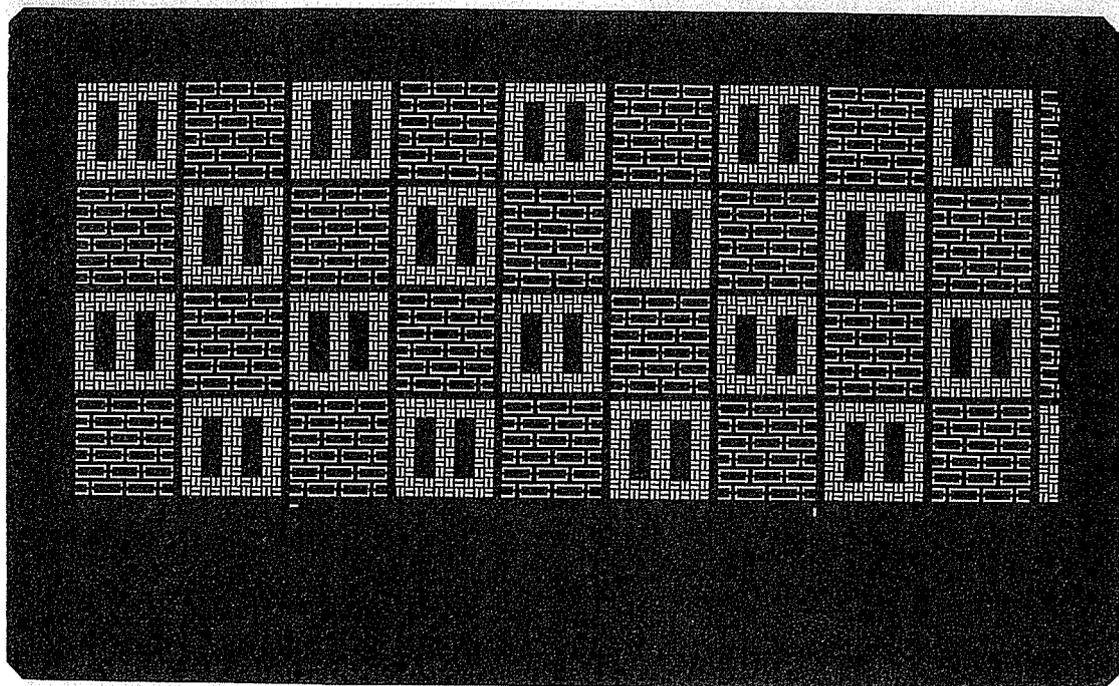


中形「打出小槌に宝 (TAKARA)」

明治時代に入ると開国・文明開化に伴って、舶来品やアルファベットを文様化することが流行した。
この形紙では打ち出の小槌のまわりに「TA」「KA」「RA」の文字を散らしている。



中形「酒尽くし」
「男山」「布引」「剣菱」「伊丹」など、酒元や銘柄を示す模様で構成されている。



中形「割付柄」

諮 問 物 件 の 概 要

1 三味線製作技法について

区分

選定保存技術

種別

工芸技術

選定年月日

平成7年5月25日

現在の保持者

目坂進（赤穂市三桶町1番地2） 認定番号5

選定理由

三味線（三弦）は、日本の代表的な民俗楽器であり、浄瑠璃・常磐津・清元から、長唄・小唄に至るまで、邦楽・邦舞・民俗芸能の楽器として、古くから、且つ広く庶民の生活とのつながりを持ち続けて来た。しかも、現在、緻密で質の高い三味線製作が要求されている。

工芸技術は地味であるだけに、人々の耳目に触れる機会が乏しい。それだけに赤穂に伝承されている三味線の全工程を一貫製作する三味線製作を赤穂市選定保存技術に選定する。

選定要件

ア 伝統的な用材を使用すること。

イ 伝統的な方法と用具によること。

ウ 伝統的な胴皮張り技法を保持すること。

2 目坂守弘氏の略歴

昭和48年2月25日 赤穂市に生まれ、祖父の代から続く三味線製作を営む家に育つ。高校卒業後、東京の老舗楽器店「大瀧楽器（現・株式会社司音楽）」に就職し、木材選定から棹の製作など三味線の製作過程を学んだが、持病の悪化により帰郷。平成4年より父、目坂進氏（三味線製作技法の選定保存技術保持者）を師として三味線製作の技術を学ぶ。平成5年には祖父、五郎氏と父、進氏が赤穂市選定保存技術保持者に認定された。

平成7年には津軽三味線の丹紫悠也師匠に師事。現在は父、進氏との協業で三味線製作及び修理を行い、現在、33年の職歴を重ねている。

三味線は一見すると同じ形に見えるが、それぞれのジャンルによって求められる音色が異なっており、棹、胴、皮といった三味線の各部それぞれに対し、演奏者の求める音色に合わせ、無数ともいえる材質及び形状が求められる。そのため、三味線各部位の製作・修理はできても、三味線の一貫製作・修理を行える職人は全国に5人も存在していないと言われ、父、進氏と守弘氏はその数少ない職人となっている。

守弘氏は、選定保存技術保持者に認定されている父、進氏の唯一の弟子であり、今後、本選定保存技術を継続させていくうえでも、追加認定することが必要である。

【参考】

三味線製作及び修理を請け負った主な演奏者

- ・五錦竜二（津軽三味線名人）
- ・工藤武（津軽三味線奏者）
- ・渡部お糸（安来節家元）
- ・出雲俊之助、富田徳之助（安来節名人）
- ・五七郎、勝七郎、勝九郎、栄之丞、寿哉（三味線奏者）
- ・今藤美佐緒、今藤佐敏郎（三味線奏者）
- ・金澤栄（香西かおり伴奏者）
- ・藤間勘十郎・井上八千代・松本幸四郎・片岡愛之助・市川団十郎・中村座らが行う歌舞伎の伴奏者
- ・桂枝雀一門が行う寄席の伴奏者
- ・細川たかし、五木ひろしの伴奏者など

出入りする劇場・ホール

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 東京 | 国立劇場、歌舞伎座、新橋演舞場 |
| 名古屋 | 御国座 |
| 四国 | 金丸座 |
| 関西 | 国立文楽芸場、永楽座、京都南座、サンケイホール、宮川歌舞練場 |
| 九州 | 博多座 |
- 外、津軽全国大会会場、宮川町検番など